

# 近世都市江戸の「路傍の緑」をめぐる政治・経済・生活

—火除け地と植溜を中心に—

建築史・建築論研究室 栗山 創多

## 序章

### 0-1 はじめに

本研究は、近世都市江戸の「路傍の緑」を対象にする。ここでいう「路傍の緑」とは、道端の雑草、土手に繁茂する水草、空き地の草木、そして〈植溜〉と称される植木の養生地などがある。これらの緑は何らかの意味で公共性をめぐる社会的・政治的・経済的なせめぎあいのなかにあった。つまり「官」の土地を管理する幕府の意向と、それを利用したい「民」の欲望との交渉と調停、あるいは町の「公」的な共同意識と町人の「私」的な利害との関係などが、「路傍の緑」のありようを規定していたのである。庭園都市江戸の植物といえばこれまでは主として大名庭園等が念頭に置かれてきたが、そうした「囲い込まれた緑」とは違う、都市のなかのもうひとつの植物の存在が路傍にあった。本稿はその実態に迫ろうとする試みである。

### 0-2 研究背景

近世都市江戸の緑は園芸を中心に論じられることが多いが、一方で、何らかの目的で公共空間と関係をもつ「路傍の緑」の存在も見逃せない。

例えば、東海道の並木には通行人の日除け、あるいは隣接する畑の道路への侵食を防ぐ境界としての意義があった。また、明暦の大火を契機に延焼を防ぐ目的で設置された火除地は、その重要度の低下から徐々に広場として使われるようになるのだが、その広場に〈植溜〉と呼ばれる植物の養生地が設けられる場合があった。〈植溜〉とは一般に郊外の植木屋が敷地内で植木を仮植えし養生するための土地で、火除地の利用例としては消極的ではないかとされ、注目されてこなかった。しかし、公儀地である火除地に設置が願いだされ、幕府が許可するに至る背景があるはずである。また、江戸の法令をみると繁茂する草木を制御する意図が読み取れるものがあり、「官」は何らかの思惑から「路傍の緑」を制御しようとしてきた。

このように「路傍の緑」の扱われ方は様々で、背景には官民両者の思惑があるはずだ。「路傍の緑」の制御／設置／利用を明らかにすることで、その思惑に迫ることができるだろう。

### 0-3 既往研究と本論文の視座

火除地の変容を扱う渡辺や千葉<sup>注2)</sup>の研究は、社会的背景や地理的条件から、火除地が広場として利用される過程を明らかにしている。そこでは広場化の一利用として〈植溜〉が示されるが、〈植溜〉が願い出された文書を紹介するに留まり、その目的や機能は明らかにされていない。また田附<sup>注3)</sup>らは火除地の広場化を前提にしたうえで、名所化された火除地の絵図を用いて広場化の背景には周辺環境からの影響があった可能性を指摘している（武家地の側は馬場になりやすいなど）。しかし、触れや公文書による検討はされておらず、幕府の意図は示されていない。本研究では触れや地図資料、絵図を用いて〈植溜〉が設けられる過程を明らかにするが、田附らの周辺環境からの影響を考える姿勢は重要と考える。また、火除地を扱う既往研究のなかには〈植溜〉を主題としたものは確認できなかった。

造園学の分野で江戸の緑を扱う場合、主として庭園や植木などの「囲い込まれた緑」が対象になりやすい。木村<sup>注4)</sup>は植木屋が台頭する経過を体系的に明らかにし、飛田<sup>注5)</sup>は大名庭園や庶民の鉢植えなどを広範囲に扱い、園芸の広がり背景には、植木屋の発生・拡大が関係していることを指摘している。これらは江戸の園芸ブームを明らかにした基礎的な研究ではあるが、「囲い込まれた緑」に焦点を当てており、それ以外の「路傍の緑」は注目されず、公共空間の緑の実態についてはこれまで分かっていることが極めて少ない。さらに〈植溜〉は「植木屋のもつ草木の養生地」という理解に留まっており、火除地との関連に言及されることはなかった。

本研究と問題関心の通底する他の研究にも触れておこう。例えば、水本<sup>注6)</sup>は江戸郊外の生活における「下草」という背丈の低い草木の役割を明らかにし、盛本<sup>注7)</sup>は草や木を切り口に中世における日本人の植物への認識を明らかにしている。特に絵図、古文書、文学作品、紀行文などを資料として草木と「政治・経済・生活」との関係性を紐解いていく盛本の姿勢は本研究にとっても重要である。

また公儀地である「底下」の民間利用を扱った玉井<sup>注8)</sup>や平場<sup>注9)</sup>による研究は、幕府・民衆・町共同体の三者によるせめぎ合いのもと、路上空間が成立していることを明らかにした。本研究が扱う〈植溜〉も公儀地が利用される過程に現れるため、「公共」をめぐる官民の思惑は切り離せない。

以上を踏まえ、〈植溜〉をはじめとする「路傍の緑」を都市組織の一部と捉え、それを「政治・経済・生活」と結び付けて検討することが本論文の視座である。

### 0-4 研究目的

本研究では以下の4点を通して、公共空間における「路傍の緑」の存在価値を可能な限り復元的に解明する。

- ① 〈植溜〉をめぐる官民の思惑やその目的・機能を明らかにする。
- ② 〈植溜〉の分布や実際の姿を示す。
- ③ 繁茂する「路傍の緑」の制御から、「官」の思惑と対する「民」の行動を明らかにする。
- ④ 〈植溜〉と公共空間との関係で得た知見をもとに、その他の「路傍の緑」へと対象を広げ、公共空間と植物の関係を示す。

### 0-5 研究方法

目的①と③で主に扱う触れや法令集からは公共空間をめぐる「幕府と町」あるいは「幕府と町人」のやり取りが確認でき、目的①の場合、〈植溜〉が最も火除地に設けられた時期である享保期を扱った『享保撰要類集』を主に用いる。目的③の場合では江戸の公文書をまとめた『東京市史稿』、『江戸町触集成』を用いて「路傍の緑」の制御の仕方を明らかにし、背景の「官・民」の思惑を読み取る。目的②に迫るためには『江戸名所図会』などの絵図資料や『御府内沿革図書』等の地図資料を用いることで、文献資料では断片的な〈植溜〉の実際の姿や都市への広がり方を明らかにする。目的④については①～③で明らかになったことを踏まえつつ、絵図資料や地図資料を相互補完的に用いることが有効であると考えている。

## 0-6 論文構成

本論文は「路傍の緑」を網羅的に収集し、多角的に分析することに努めたため断章的な構成をとっている。

1章2章は共に「火除地と植溜」というテーマから、〈植溜〉を中心に分析する章である。1章では郊外の〈植溜〉の発生過程・目的・機能などの〈植溜〉の基本事項について整理する章であり、2章では市中における〈植溜〉を扱い、郊外との違い、設置をめぐる官民の思惑や目的、〈植溜〉の機能とその姿を解き明かす。(目的①、②)

3章では「法令」を切り口に、都市に繁茂しようとする「路傍の緑」への幕府のコントロールの仕方を明らかにする。「路傍の緑」のどこまでを規制し、どこまでを許したのか、また「路傍の緑」をコントロールしようとする幕府と指示される町とのやり取りからその認識の違いを把握することを試みる。(目的③)

4章では2章で明らかにした〈植溜〉と公共空間との関係を踏まえ、1～3章で取りこぼしたその他の「路傍の緑」へと対象を広げ、公共空間との関係性を論じることを試みる。(目的④)

結章では、1～4章を踏まえて近世都市江戸の「路傍の緑」の整理とその公共空間との関係について考察・結論を提示する。

## 第1章 明暦の大火と火除地

〈植溜〉は郊外に置かれる場合と市中に置かれる場合で、主体・設置位置・目的が異なる。郊外では火除地の設置に伴う大名屋敷移転を契機に発生した植木屋が敷地内に商業目的で草木を養生するために所持しており、市中では町人が火除地、すなわち公儀地になんらかの目的で出願する。両者は共に火除地の設置が関係するため、その変容や管理体制を整理する。

### 1-1 火除地の発生

火除地の性格変化を渡辺や千葉は四期に区分している(図1)

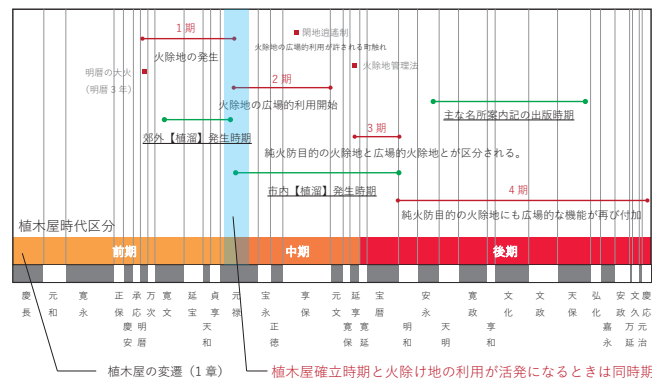
《一期(明暦～元禄前期):「火除地の発生」》

火除地は、火災の焼け跡に設置する場合と明暦の大火の延焼経路から城・都市の防火を考慮し、必要な場所の建物を撤去し設置する場合がある。後者では、幕府が火除地を収公するにあたり、建物の所有者に代地や引料を渡し、立ち退きを迫る。大名屋敷は、江戸中心から離れた箇所に移転され、下屋敷はより郊外へ移転される。

《二期(元禄後期～寛保):「火除地の広場の利用」》

町火消制の整備、防火のための瓦屋根の推奨と普及などの「直接的な火災対策により火除地の価値が相対的に低下したこと」と「都市稠密性の増大と都市共同体の成熟に伴う広場の需要拡大」という二点から幕府は火除地の広場の利用に寛容になる。

火除地の所有は幕府にあり公儀地なのだが、その維持・管理は付



近の武家・社寺・町に預けられていた。ゆえに火除地を預かる側には管理のための負担を強いられ、火除地上に何らかの施設を設けることを幕府に出願する。その出願理由は大きく2つに分けることができる(図2参照)

#### ①管理問題

火除地の管理上の問題でほとんどを占めるのが火除地内にゴミや死人が捨てられることで、対策に見張り番や掃除役としての「番屋」、中に侵入させないための「矢来」を設けることを出願する。

#### ②経済的問題

管理のための施設設置には費用がかかる。幕府からは管理のための支援金は基本的には支給されない。ゆえに町は独自に収入を得る必要があり、「商番屋」や「床見世」などを設置しそれを個人に貸し付けて収入にしていた。ただし、幕府は設置物に火災対策をすること、あるいは冥課金を町に納めさせることを条件に許可を出す。

このような背景から、幕府は〈植溜〉を含む様々な施設の出願を条件付きで認めざるを得ず、火除地の広場の利用へと繋がった。

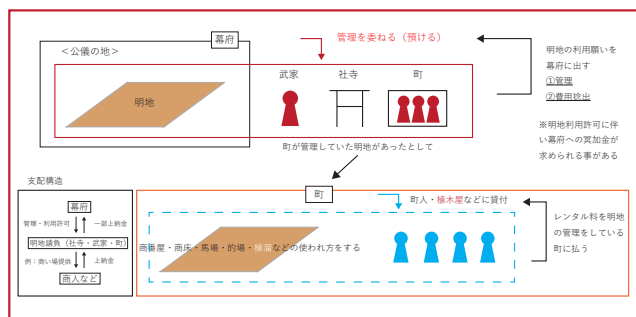


図2 明地管理体制図(筆者作成)

《三期(延享～宝暦):「純火防目的の火除地と広場の火除地とが区分される。」》

延享期の火除地管理令により「火除地にある仮設施設を全て撤去すること」が指示され、番屋や床見世への規制が強化される。ただ、「蔵、的場、馬場、管理上の番屋、植溜、葉草場」は設置を認められており、耐火建築(蔵)への理解や植物が植えられた空間の何らかの価値が考えられたことが推測される。また、两国橋などの一定程度の賑わいが定着していた火除地は仮設施設撤去の必要がなく広場として認められた。つまり、三期は二期に展開しすぎた「広場としての火除地」を規制しつつ、その数をしぼる傾向があった。

《四期(明和～幕末):「純火防目的の火除地にも広場的な機能が再び付加」》

①江戸市中での享楽的風潮の蔓延に伴う、「火除地の広場需要の拡大」。②寛政の改革での町屋の瓦葺き化の義務付けによる「純火防目的の火除地の必要度の低下」という二点から、幕府は火除地の火防純化を譲歩せざるをえなくなった

以上のように火除地は「官」の都市防火政策上の防火機能と「民」の広場の利用の場の必要性とのせめぎあいのもとに、その性格が変化した。本研究では2期、3期を扱い、どのような「官・民」の思惑のもと、〈植溜〉が設置されたのかを明らかにする。

### 1-2 大名屋敷と植木屋

火除地の設置に伴い、郊外の農民の土地を召し上げることで、大名下屋敷の移転が行われた。幕府に土地を召し上げられた農民は、農地に代わって現れた大名庭園の需要に応える形で「植木の

生産・販売ないしは庭園の維持管理」をする植木屋として台頭する。そして、その植木屋の敷地に初めて〈植溜〉が現れる。〈植溜〉とは草木を一時的に仮植えし養生させるための場である。大名たちは〈植溜〉を見て、植物の買い付けをすることから、ディスプレイのように使う目的があったのだろう。図3は「染井の植木屋」の平面ドローイングであるが右下に「色々な植溜」と書かれていることが確認できる。入り口付近の最も目立つ所に設置されていることから、その草木には「植木屋としては一押し」の植木「敷地内にある植木のサンプル（見本）」「訪れる客や大名の目を惹くため」「大名や客へあらゆる植木を育てる能力があることの示唆」など考えられ、郊外の〈植溜〉の機能は①植木屋がもつ植物の仮植え・養生地（ストック地）である②将軍や大名、その他の客の目を惹きつける役割があった③ただのストック地ではなく「展示して販売する空間」でもあった



図3 郊外の〈植溜〉（出典：豊島区郷土資料館『武江染井翻紅軒霧島之図』）

時代の変遷とともに大名から庶民へと伝播した園芸は、市中で人気を博すことになり、市中にも植木屋は拡大する。2章では火除地管理の文脈で〈植溜〉を論じるが、植木を供給する場として需要があったことも推測できる。

### 1-3 変容する火除地

火除地に出願された施設を簡単に整理する。商番屋は江戸時代、江戸市中で町内の夜番や雑務に従う番人が住んだ番屋のことで草履やはな紙、ろうそく、駄菓子、焼き芋などを内職に販売していた。床見世とは商品を売るだけで人の住まない店。また、移動できる小さい店・屋台店のことである。馬場は武士の武術の練習場で、床見世などの飲食・娯楽施設が併設されることもあった。的場は武士の弓術の練習場である。

## 第2章 江戸市中における植溜の実態

第2章では江戸市中における〈植溜〉の数や所在地、設置目的及び実際の姿を古地図、公文書、絵図を用いて明らかにする。

### 2-1 『御府内沿革図書』にみる江戸市中の植溜の空間的把握

『御府内沿革図書』とは延宝年間（1673-81）から以降幕末までの江戸市中を地域ごとにその土地利用や施設の変遷を記述したものである。本節では、この資料をもとに江戸近郊の〈植溜〉の総数を明らかにし、その位置をプロットすることで〈植溜〉の広がりや図化した。また資料に「植木屋預かり」と記載される火除地は〈植溜〉に準ずると判断し、同様にプロットした。（図4）

黒い箇所が〈植溜〉で、赤い箇所が火除地である。火除地の所在に関しては既往研究を参考にしたが、不明瞭な箇所もあったため、『御府内沿革図書』を用いて新たに書き加えた。確認できた〈植溜〉は全部で26あり、そのどれもがやはり火除地の側にある。千葉は『御府内沿革図書』から判明した火除地の総数を285としており、今回発見できた〈植溜〉はおよそ10%に当たることが判明した。〈植溜〉が点在していたことは草木の運搬距離の制約にも関係していた可能性がある。

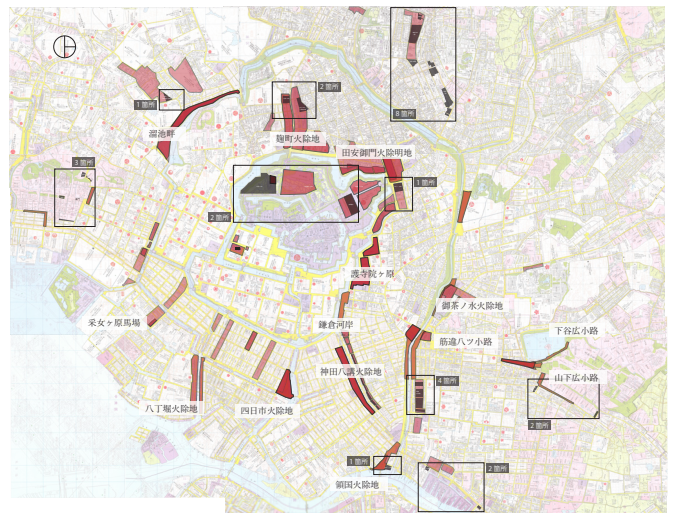


図4 江戸の火除地と〈植溜〉マップ（『復元・江戸情報地図』をもとに筆者制作）

### 2-2 『享保撰要類集』を用いた植溜の分析

『享保撰要類集』とは1716年から1753年までの幕府からの布達、老中からの指示、町触、様々な事件の経過、その判決書をまとめたものである。本研究ではそのなかの『享保撰要類集 7- 明地之部』（以降『明地之部』）の解説から、享保期に出願された〈植溜〉の設置目的を明らかにする。『明地之部』には町や町人からの火除地への出願（商番屋、馬場、植溜、相撲稽古場など）とその理由、またそれに対する幕府の返答が掲載されている。ゆえに、両者の思惑や市中の〈植溜〉の役割を把握することが可能である。また『明地之部』のなかで「〈植溜〉には火防効果がない」と述べられている箇所もあり、申請の許可がおりる背景には幕府が火防以上の何かを認めていた可能性が考えられる。

『明地之部』から〈植溜〉にまつわるやり取りは8つ確認できており、明らかになった〈植溜〉の利用目的は以下の5つである

- ①菜園、竹矢来や芝・薪等の為の養生地（ストック地）にするため
- ②環境整備
- ③明地内に侵入させないため
- ④中のもので見えないようにする目隠し
- ⑤明地と道路との境界線の代わり（境界装置）

①：ストックされる草木には「火除地管理に必要な緑の設え（矢来や芝等）の材料」と「庶民のための菜園や薪等の燃料」の2種類があることが明らかになり、市中の〈植溜〉は都市に必要な植物を養生していたと分かる。前者が認められるのは火除地の管理のために竹や松などの草木が必要なことを幕府が理解していたからだろう。後者は、郊外に比べれば江戸市中では、得づらい燃料資源を供給できる場としての価値を幕府が認めていたからだと推測する。

②：〈植溜〉は「環境整備」の目的で出願される場合があり、町人たちは「町に吹き下りてくる火除地からの砂埃を防ぎ商売をしやすくするため」と「火除地で起きる喧嘩口論を防ぐため」の二点から、願出ている。対して幕府は「植溜には火防の効果がないから見張りをつければ許可を出す」と返答をしている。

③：空所で閑散とした火除地には家の無い人が集まるが多かったため、〈植溜〉を火除地の際に設けることで物理的に不用意な侵入を防ぐ狙いや、閑散な土地に〈植溜〉、すなわち草木を植え、

景観を整えることで、ゴミ投棄を防ぐ狙いもあったと思われる。火除地の管理のために出願される場合、幕府にとって管理上、有益なことから許可が出されたと思われる。

④：中ものを隠す目的は十分な検討ができなかったが、ある程度の背丈がある草木が植えられていたことが推測できる。

⑤：「番屋」と〈植溜〉が同時に出願されたときには、番屋は敷地の端に設置することが禁じられているにもかかわらず、文中には「火除地の端に家のない人が集まって迷惑をしている。通りに面する火除地の端に幅 5.4m の植溜を設置せよ」とあり、〈植溜〉は敷地の端への設置を推奨されていた。番屋は仮設物でいつでも撤去可能だが、〈植溜〉は地植えだったことから設置後に動かされる心配がなく、火除地と道路との境界になる思惑があったと推測できる。

このように市中の〈植溜〉は郊外のような商業的な意味合いはむしろ薄い。「民」は燃料資源の確保や生活空間を整える目的で出願し、「官」は火除地の維持管理への有効策として認めていたことが明らかになった。つまり、〈植溜〉をめぐる官民双方の思惑が合致したことで公共空間に設置するに至ったと考えられ、「路傍の緑」と公共空間の関係性のモデルケースとして示すことができた。

### 2-3 幕府と【植溜】の関係

『東京市史稿』に記載されている幕府が〈植溜〉に関わっていた3つの事例から、幕府の思惑をさらに明らかにする。

江戸城の工事や修繕で材木を必要とする際の「①幕府御用達のストック地」として設置されたことや、市中の〈植溜〉に対し「糞や染物を干して、その他にも見苦しい物を置いている、拝借地の中に植木以外の目障りな物は一切おこな」と触れを出し、「②景観的な配慮を〈植溜〉に課していること」も明らかになった。幕府の統制力を示すために町並の統一を計ろうとした「底下の整備<sup>(注10)</sup>」を考慮すると、火除地に設置する〈植溜〉に植木以外のものが乱立する様子は整えられた景観とは言い難く、また統制力の欠落を示す恐れもあったのだろう。また「③〈植溜〉の公募(=管理者の場合)」は、幕府にとって何らかの需要が高かったことから実施されていたと推測される。以上のことから〈植溜〉に幕府が積極的な働きかけをする場合が明らかになり、特に〈植溜〉がつくる景観を評価していた幕府の姿勢は公共空間と「路傍の緑」の関係性において重要であると考えられる。

### 2-4 絵図のなかの植溜

「武江染井翻紅軒霧島之図」(図3)は郊外の〈植溜〉の様子を描いている。平面的なドローイングでは断片的な情報に限られてしまうが、その様子に近いと思われる写真<sup>(注11)</sup>(図5)が発見できた。両者から〈植溜〉では、数種類の草木が密集し整列して養生されていたと推測される。

次に、『御府内沿革図書』と『江戸名所図会』をリンクさせ、市中における〈植溜〉の姿を捉えた。〈植溜〉やそれに類するものは6つで、最も分かりやすいのは『江戸名所図会』「飯田町 中坂九段坂」(図6)である。その他は資料名の紹介のみとする。『江戸名所図会』「三縁山増上寺」・「青松寺」・「山下広小路」・「金光山養玉院」/『絵本江戸錦』「飯倉神明宮」

図6からは松のような背丈の高い木が多く見られ、図7には「御用屋敷植溜」と記載されている。九段坂が江戸城の目の前だと考えれば幕府が必要とする材木のストック地であったと推測できる。ま

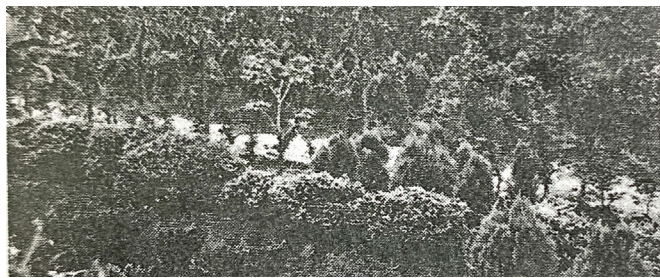


図5 〈植溜〉の写真(『造園修景大事典』)

た、図6(A)には木々が一定の間隔を空けながら整列している様子が見られ、「どの草木がどれだけ現在育っているか」が把握しやすいように、養生されていた可能性がある。

その他の公文書や絵図から〈植溜〉は火除地の内側に密集して面的に広がる場合と境界として敷地の端に線的に設置される場合があることが分かった。

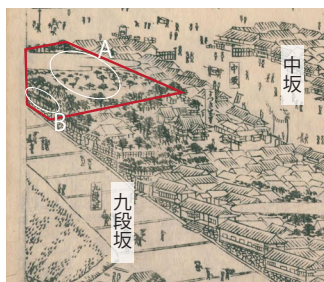


図6 九段下の植溜(国立国会図書館デジタルコレクション『江戸名所図会』に筆者加筆)

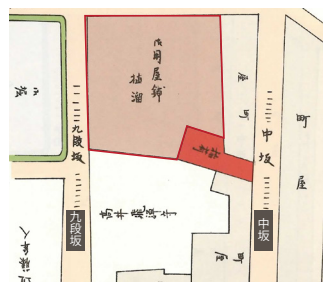


図7 九段下の植溜(国立国会図書館デジタルコレクション『御府内沿革図書』に筆者加筆)

### 2-5 〈植溜〉と周辺環境との関係性

『御府内沿革図書』を用いて〈植溜〉と共に設置されやすい施設を検討する。関係が深いと思われるのは馬場だ。4章で詳述するが馬場には「芝・松・竹」が多く必要だったようで、その養生地として〈植溜〉が近くに設置された可能性がある。また、江戸では河川を用いて、様々な資材を各地から運び「薪置場」にストックしていた。河川の側に位置する「薪置場」に〈植溜〉が隣接する場合は神田佐久間町辺りの火除地(図8)で発見できた。運ばれてきた薪と〈植溜〉で生産した薪を合わせることで、その貯蔵量を増やす目的が考えられる。あるいは、養生した植物を河川を用いて各地に運搬しようとしたのかもしれない。(図9)

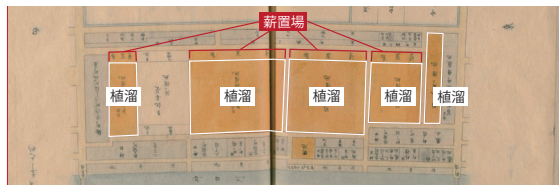


図8 河岸の〈植溜〉と薪置場(『御府内沿革図書』に筆者加筆)

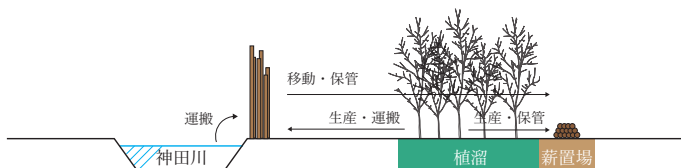


図9 河岸の〈植溜〉

### 第3章 法令からみる「路傍の緑」のコントロール

本章では「法令」を切り口に、都市に繁茂しようとする「路傍の緑」への幕府のコントロールの仕方とその理由を明らかにする。

#### 3-1 「路傍の緑」への幕府の思惑

1828（文政11）年6月、「麹町6丁目裏通火除明地之内、芥捨有之候ニ付、早々取片付可申旨被仰渡、奉畏候。右ハ平生繁ニ見回り仕候ハバ、右躰捨置候ママニ差置候儀ハ有之間敷候間、向後無懈惰心附候様被仰渡。奉畏候。以上。（中略）御預麹町六丁目裏通火除明地之内、殊之外草生立見苦敷有之候ニ付、早々刈取可申、尤以来共草刈掃除等、等閑ニ無之様可仕旨被仰渡、奉畏候。以上」<sup>注12)</sup>として火除地に植物が繁茂する様子が見苦しく、ゴミや死人が捨てられやすくなり、発見もしづらいことから幕府は草刈りの指示をしている。また草刈りを指示するその他の例には1687（貞享4）年「堤に水除之爲ならずして猥に竹木を植、ならびに堤之上に家作候儀御停止、惣而堤筋あらはに相見候様に可仕事」とあり、土手には堤防の目的以外でむやみに竹木を植えることを禁じ、土手の姿が露わに見えるように指示している。ただ、規制されることの裏返しに「竹や木を植えたい」という庶民の欲望が考えられる。また郊外の道端の雑草や街道の落ち葉などが付近の村で肥料として使われていたことや1649（慶安2）年「屋敷の周りに竹木を植えて薪を買わないようにすること」<sup>注14)</sup>と触れが出ていた。

以上から庶民にとって「路傍の緑」は資源と捉えられていた場合があるが、幕府にとっては治安維持や景観配慮から制御したい対象だったとわかる。

#### 3-2 「持場」における草刈り

幕府は庶民への「草刈り」を「持場」と「公募」により負担させていた。「持場」とは「それぞれの屋敷に付随する地先権が及ぶ範囲に相当するもの」で、両側町の場合は通りを挟む建物に囲われた路上空間全域を示し、武家や社寺地に面する場合は町は屋敷面から道の中央までを示す。（図10）1867（慶応3）年「御城内外御曲廻り御土居、且火除明地等而刈草之儀、之迄黒緞之者又は持場家々に而為刈取来候處」とあり、町の持場に含まれる公共空間の草刈りは町の仕事になっていたことがわかる。つまり、幕府は手を下さずとも町が「路傍の緑」の制御をしていた。

しかし持場に含まれない範囲の草刈りは「公募」されることがある。1718（享保3）年には「赤坂御門外の御堀付近の草刈り」を町に公募し、1758（宝暦8）年には神田橋門外から数寄屋橋門外までの御堀に面している町に向け、例年通りの持場に加え、御堀の中まで草刈りをできないか尋ねている。対して町は持場に含まれない範囲の草刈りは断っていた。高橋は「持場」という管理システム自体が町の共同体意識と自主性からきていることを指摘しており、町の持場の草刈りは刈られた草が燃料資源として使われた可能性もあるが、自主的な町の整備の一つだったのかもしれない。

### 第4章 その他「路傍の緑」をめぐる要素

第2章で（植溜）と公共空間の関係性から得た知見をもとに、本章では「並木と街道沿い」「土手/松と馬場」「植物と広場」という三つの例を扱い、「路傍の緑」の対象を広げる試みをする。

#### 4-1 境界装置としての緑 - 「並木」 -

藤村らは東海道の並木の維持管理は「街道が沿道の田畑から切り込まれない（浸食されない）ように守る境界」だと指摘し、平

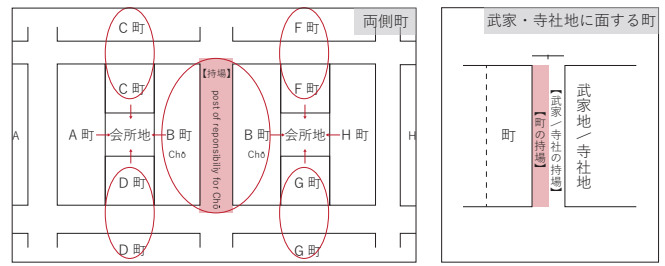


図10 持場概念図（筆者作成）

澤は並木の設置は「風致向上」や「並木の根が張ることで土手の崩壊を防ぐ」こと、「日陰を作り、外部環境（風・雪・火）の遮断ができるため、往来する旅人にとって助かるものだった」ことを指摘している。つまり街道沿いの並木は「官」の土地を管理する目的がありながら「民」への何らかの貢献をしていたといえるだろう。

#### 4-2 馬場を囲む「路傍の緑」

『江戸名所図会』や『御府内沿革図書』から馬場の周囲に芝で覆われた「土手」が築かれていることがわかるが、その目的は『明地之部』からは明らかにできなかった。そこで（植溜）から得た知見をもとに、馬場に置かれた緑の目的・機能に迫る。

『元文三年高田馬場流鏑馬之圖』（図11）には流鏑馬が行われている高田馬場の賑わいが描かれている。絵図を観察すると馬場の周囲を囲む「土手」は内外を隔てる障害物でありながら、座ったり外からもたれかかったりしながら観覧する場所でもありそうだ。馬場内にいる人の服装からおそらく身分の違いで中に入れるかどうかが決まっていたのだろう。さらに馬場は「火除地」の一つなので庶民の不用意な侵入は防がなければならない。侵入の防止は（植溜）で確認したことと一致する。だが、（植溜）とは違い、「土手」の高さは腰程度までで、視線が遮断されないことから馬場の観覧ができるよう考慮されていたと思われる。

また『明地之部』から「馬場に水溜場を作り、その掘削時に出る残土で土手を築く指示」と「松」「芝」あるいは「竹」が馬場の運営に必要なことが読み取れた。特に「松」が折れたり、枯れたりしたときには早急な対応を幕府は求めていて、東海道の並木の例を踏まえれば、馬場の「松」にも景観向上、土手崩壊防止、防風など環境面からの狙いがあったのではないかと推測される。

以上のことから馬場には「土手」とそれに伴う「芝」や「松」をはじめとした植物が欠かせないことがわかった。ゆえに馬場の付近には（植溜）のような植物の供給場が必要だったと思われる。



図11 高田馬場の土手（国立国会図書館デジタルコレクション『元文三年高田馬場流鏑馬之圖』に筆者加筆）

#### 4-3 広場に置かれた「路傍の緑」

第二章で『江戸名所図会』山下を「（植溜）に近いがそうではない例」として紹介したが、本節では「植物と広場」と捉えて、検討

する。対象とするのは赤く囲われた箇所(図12)で、慶雲寺の敷地内だと思われる場所だ。周辺の様子から、遊興地の賑わいのなかに設置されていることがわかる。飛田は、江戸の多くの寺院では庭園を活用し参拝客を集める狙いがあったことを指摘しており、慶雲寺も広場として人気を博した「山下広小路」に植物を設置することでより一層の集客を見込んだのだろう。また遊興施設の大半は壁が周囲を取り囲み、外からの視線を遮り、許可を得た人だけが楽しめる造りになっている。慶雲寺も同様で、入り口の参拝門をくぐらない限り中に入れず、植物の観賞を限定している。残念ながらその他の「植物と広場」は検討できなかったが、広場に置かれる植物には人を集める効果が期待されていたと推測される。第二章では〈植溜〉が「官民」双方の合意をもとに、火除地の管理、あるいは周辺環境の改善のために設置されていたことを明らかにしたが、二次的に人を集めた可能性もあるのではないかと推測される。第二章では〈植溜〉が「官民」双方の合意をもとに、火除地の管理、あるいは周辺環境の改善のために設置されていたことを明らかにしたが、二次的に人を集めた可能性もあるのではないかと推測される。第二章では〈植溜〉が「官民」双方の合意をもとに、火除地の管理、あるいは周辺環境の改善のために設置されていたことを明らかにしたが、二次的に人を集めた可能性もあるのではないかと推測される。

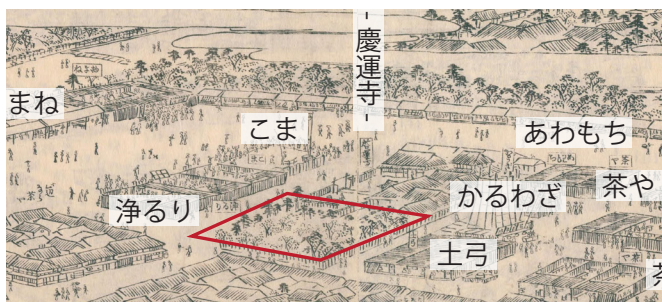


図12 山下広小路の緑の空間(国立国会図書館デジタルコレクション『江戸名所図会』に筆者加筆)

## 結章 結論と展望

本研究から得られた知見は以下の通りである。

### (1) 植木屋がもつ郊外の〈植溜〉について

植木の養生地でありつつも、大名や将軍に見せながら販売するディスプレイのように使う目的があった。

### (2) 火除地に置かれる市中の〈植溜〉について

①火除地のおよそ10%が〈植溜〉として利用された。②草木をストックする目的と、火除地の管理のために設置する目的があった。③ストックされる草木は「幕府御用達の木材資源」、「明地管理に伴う松や芝」「市民が使う薪などの燃料資源」、「市中で商売をする植木屋の商品」などで市中に必要な植物を支える役割を担っていた。④〈植溜〉の設置・整備には景観的配慮があった。⑤火除地と道路を区分する境界を担う場合があった。

つまり、市中の〈植溜〉は「火除地自体の管理のため」や「景観向上、砂埃防止などの空間の質をあげるため」に必要とされた「環境整備」と「近世都市江戸の植物需要」に応える「草木の養生地の必要性」が合致して設置されていた。また、これまで火除地の利用は「民」による施設設置を幕府が許容せざるを得ない一方向的な流れとして理解されてきたが、〈植溜〉には「民」の要望だけでなく「官」からの積極的な受け入れがあり双方の狙いがあったことが明らかになった。さらに資料を相互補完的に用いたことで、〈植溜〉の姿を示すことができた。またその位置、植物の供給面に着目することで馬場や河川と親和性が高いことが考えられ、〈植溜〉に「場所性」が関係するという新たな視点を加えられた。

### (3) 幕府による「路傍の緑」のコントロールについて

①繁茂する「路傍の緑」は「官」にとって治安維持や景観向上から刈り取る対象だったが、「民」にとっては燃料資源や何らかの素材としての需要があった。②幕府は繁茂する「路傍の緑」の制御を「持場」に負担させ、持場を越える範囲は市中に「公募」していた。これに対して町が積極的な姿勢を示すことはなく、あくまで各々の「持場」に限った整備を続けていた。

### (4) その他「路傍の緑」が果たす公共空間での役割

〈植溜〉に見られた公共空間と「路傍の緑」の関係性を「並木と街路」「土手/松と馬場」「植物と広場」にも展開することで、公共空間におけるその他の「路傍の緑」のありようの一端を示せた。

以上のことから、近世都市江戸の「路傍の緑」は「官・民」双方への植物の供給をする場合や、「官」の意向で管理のために設置され「民」の意向でそれが生活に役立つ場合もある。あるいは「民」の意向で生活・経済面で資材として利用したくても「官」にとっては、制御の対象になる場合もあり、「官・民」の思惑が「路傍の緑」のありようを規定していたことがわかった。

第二章では、『享保撰要類集』を中心に〈植溜〉をめぐる主体の思惑に迫ったが、その他の時代の公文書を読み解くことで新たな知見が得られる可能性はあるだろう。また第四章では〈植溜〉から対象を広げ、絵図や地図から発見した緑の空間について、その目的・機能の分析へと繋げたが、公文書による検討はできていないため、今後の作業が必要だと思われる。

本研究は、公共空間と植物の関係性をみるために近世都市江戸の「路傍の緑」、特に〈植溜〉を対象とする復元作業と若干の検討を試みてきたが、「囲い込まれた緑」に比べ、明らかにされたことはまだ少ない。〈植溜〉は時代を下る毎にその数が減るが、どのような施設に変容し、なぜ消えることになったのかを読み解くことでまた新たな知見が得られると思われる。

## 注

- 注1) 渡辺達三「近世広場の成立・展開Ⅱ 火除地広場の成立・展開(Ⅰ)」『造園雑誌』36巻1号(1972)/
- 注2) 千葉正樹『『御府内沿革図書』に見る江戸火除地の空間動態』『国際文化研究科論集』(2001)
- 注3) 田附達・西成典久・斎藤潮「江戸の火除地における設置前後の空間利用実態とその変容」『日本都市計画学会 都市計画論文集』(2009)
- 注4) 木村三郎「植木屋考」『造園雑誌』50巻5号(1986)
- 注5) 飛田範夫『江戸の庭園-将軍から庶民まで-』京都大学出版会(2009)
- 注6) 水本邦彦『環境の日本史・人々の営みと近世の自然』吉川弘文館(2013)
- 注7) 盛本昌広『草と木が語る日本の中世』岩波書店(2012)
- 注8) 玉井哲雄『江戸 失われた都市空間を読む』平凡社(1987)
- 注9) 平場晶子「私・共・公のせめぎ合いから見る日本橋・銀座の路上空間の変遷- 底下と露店を中心に -」明治大学大学院建築史・建築論研究室修士論文(2015)
- 注10) 前掲『江戸 失われた都市空間を読む』p96-97
- 注11) 造園修景大事典編集委員会『造園修景大事典』同朋舎出版(1980)
- 注12) 『東京市史稿 市街編』36巻728頁
- 注13) 『日本財政経済史料』4巻788頁
- 注14) 兒玉幸多『江戸時代の農民生活』大八洲史書(1948)
- 注15) 『江戸町触集成』5501番
- 注16) 『江戸町触集成』7276番
- 注17) 高橋元貴『江戸町人地の空間史』東京大学出版会(2018)
- 注18) 藤村万里子・昌子住江・荒井秀規・伊東孝祐「近世東海道の並木について」『土木史研究 講演集』vol.24,(2004)
- 注19) 平澤毅「近世以前の日本における並木の成立と発展」『国際交通安全学会誌』vol.22, No.1,(1996)